



号 外

平成 16 年

3 月 23 日 (火曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）ページ

議会規則

●香川県議会会議規則の一部を改正する規則

一

議会規則

香川県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十三日

香川県議会議長 白 井 昌 幸

香川県議会規則第一号

香川県議会会議規則の一部を改正する規則

香川県議会会議規則（昭和三十一年香川県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七十一条中「者を」を「議員を」に改め、同条ただし書中「申立」を「申立て」に、「で表決を採らなければ」を「又は無記名投票で表決をとらなければ」に改める。

第七十二条第一項中「採る」を「とる」に改め、同条第二項中「の規定により」を「に規定する場合において」に、「記名投票で」を「無記名投票で」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成十六年三月二十三日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料)月極二千五百円



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています